

意見書

平成22年2月18日

情報通信行政・郵政行政審議会

電気通信事業部会長 殿

郵便番号 163-8003

(ふりがな) とうきょうとしんじゅくにしんじゅくにちようめさんばんにごう
住所 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏名 KDDI株式会社

代表取締役社長兼会長 おの でら ただし 小野寺 正

メールアドレス

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成22年1月19日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

(文中では敬称を省略しております。)

1. 次世代ネットワークに係る平成 22 年度接続料の改定について

○NGNの接続料算定の在り方について

NGNはボトルネック設備と一体となっていることを理由として第一種指定電気通信設備に指定されているため、他の事業者が利用することを当初から想定して構築されるべきです。しかしながら、NGNのIPv6インターネット接続においては「他事業者との接続を想定しない前提で設計されている」との理由で、多額の網改造費等の事業者個別負担を求められた経緯があります。

そのため、NGNにおける機能のアンバンドルや接続料算定の在り方については、「接続料原価に算入すべきコストは何か」という観点を踏まえて適切に整理される必要があると考えます。

また、NGNの接続料算定の在り方を検討するにあたっては、レガシー系サービスからNGNへの需要の移行期にあることを踏まえ、電話のみならず専用線等を含むサービス全体を対象として議論することが重要です。

そのため、まずNTTがコア・ネットワークのNGNへの移行計画を開示することが必須であり、NTTの新旧のネットワーク全体でコストを把握して接続料の算定方法を見直し、公正な競争環境を維持する必要があります。

なお、NGNはレガシー系サービスからの需要の移行期にあるため、NGNに関する接続ルールは固定的なものとはせず、適時適切に段階を追って見直していくことが必要です。

○平成22年度接続料について

(1)接続料算定方法について

NGNやひかり電話の接続料原価(設備コスト)は、レガシー系サービスからフレッツ光・フレッツ光ネクストへの需要の移行状況に左右されるため、NTTがレガシー系サービスをどうするかによって接続料水準が決まります。そのため、本来であれば、NTTの新旧ネットワーク全体でコストを把握したうえで接続料算定の在り方を抜本的に見直し、NTTの恣意性を排除する必要があります。

今回の申請案についても、NGNは今後需要の増加が見込まれるサービスであることに配慮し、算定期間を複数年とする将来原価方式の採用を含めて算定方法を見直す等により、接続料水準の更なる低廉化を図るべきと考えます。

(2)設備別コストの関係する機能への配賦について

中継ルータや伝送路、SIPサーバといった複数の機能にまたがって利用される設備のコスト配賦にあたっては、NTT東・西の利用部門や接続事業者による機能の利用動向によって各機能に配賦されるコストが大きく変動する可能性があることに留意する必要があります。そのため、接続料水準の予見性を確保する観点から、配賦に際してどのようなコストドライバを用いるかについては、長期的な視点に立って柔軟な見直しを行い、各機能の接続料水準が年度によって

大きく上下しないよう配慮すべきです。

また、QoSと帯域換算の加味についても、NGNへの移行状況や市場の動向を踏まえて、適時・適切に見直しを行う必要があると考えます。

(3)IGS接続機能の接続料算定について

今回の申請案においては、IP系設備にかかる保守費を個別に算定したことが接続料原価を増加させる方向に作用していると理解しております。保守費を個別に把握すること自体は接続会計の詳細化に資するものであり賛同しますが、ひかり電話については需要の立ち上がり期にあり、現時点では固定資産額が小さいため、相対的に保守費の額も上昇してしまうことに留意する必要があります。接続料水準の低廉性を維持し、ユーザー利便を確保する観点で、需要の立ち上げ期については従来の算定方法を引き続き採用すべきと考えます。

また、既存ひかり電話網については、今後需要が減少していくものと思われることから、設備管理運営費の算定において、NGNのひかり電話と同様の考え方で設備増設を予測して取得固定資産額の伸び率を考慮することが適切か再考すべきです。

2. 電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールに係る措置について

(1)FTTHサービスの屋内配線に係る使用料等の設定について

①網使用料について

今回申請された屋内配線の網使用料は、NTT東・西の光信号分岐端末回線(平均的使用期間15年)と一体として引き通し形態により設置される屋内配線に適用されます。

したがって、屋内配線の平均的な使用期間は、申請案の10年ではなく光信号分岐端末回線と同じ15年に見直し、網使用料を算定し直すべきと考えます。

②工事費について

引き通し形態では、光信号分岐端末回線と屋内配線が一体として同時に工事されることを考慮して、既に接続約款に規定されている光信号分岐端末回線接続工事費・光信号分岐端末回線収容キャビネット等設置工事費や、接続約款の料金表第4表第2(光信号引込等設備の撤去に係る負担額)に規定される(光信号引込等設備の取得固定資産価額)等を勘案し、重複するもの・不要なものを控除して工事費を設定する必要があると考えます。

具体的には、申請案の光屋内配線工事費は、工事人員の移動に係る費用・工事作業に係る費用・光ファイバケーブル等の物品費等において、重複しているものがあれば不適切であり、これらを控除して算定し直すべきと考えます。

また、引き通し形態では、光信号分岐端末回線収容キャビネットは設置されないため、工事費を適用すべきではないと考えます。同様に、光信号端末回線に係る加算料についても、キャビネットありの料金を適用すべきではないと考えます。

(2)WDM(波長分割多重)装置等に係る網使用料等の設定について

・NTT東・西が設置するWDM装置の利用に関するルールが接続約款に規定されることは

望ましいと考えますが、NTT東・西を含む接続事業者は、多重度の高いWDM装置を導入する等して中継ダークファイバを効率的に利用し、波長単位の利用ではなく一芯単位の利用が可能となるよう、空き芯線捻出のため努力すべきと考えます。

- ・申請案では、WDM装置本体の費用を波長単位で按分するとされていますが、NTT東・西を含む接続事業者各々の利用波長数を客観的に確認できる方法について、規定を追加すべきと考えます。

例えば、既に接続約款に規定されている、光回線設備の非現用芯線がない場合の確認方法に準じ、NTT東・西局社内への立入りによる確認を可能にする等の方法が考えられます。

- ・分波光変換装置は網改造料により接続事業者が個別に負担することとされていますが、具体的な金額が不明であり、接続事業者にとって負担額の予見性が確保できないことから、NTT東・西は、例示等により、負担額を予め公表すべきと考えます。なお、本年1月27日に開催されたNTT東・西による説明会においても、負担額の規模感は一切明らかにされていません。

また、本件に限らず、NTT東・西の網改造料は、網改造料の算定式に算入される創設費の妥当性が公に議論されず、透明性に欠けるため問題があると考えます。接続事業者の予見性、網改造料の設定における妥当性・算定過程の透明性を確保するため、NTT東・西は網改造料の具体的な金額を明示して接続約款を申請すべきであり、これについて審議会等の公の場で議論される必要があると考えます。

- ・申請案で追加されている第36条第2項は、NTT東・西がWDM装置を更改する場合、接続事業者が分波光変換装置の利用中止を申し込んだものとみなすとされています。これにより、接続事業者は、NTT東・西の事由で分波光変換装置を利用できなくなるにもかかわらず、一方的に当該装置の除却費・撤去費等を負担させられることとなるため、不適切です。

したがって、申請案の第36条第2項は削除し、分波光変換装置についても、既存の第36条第1項の規定(接続事業者と協議の上費用負担の方法等について決定)を適用すべきと考えます。

- ・特別光信号中継回線(WDM装置が設置されている中継ダークファイバ)利用にあたり、接続事業者にとって負担額の予見性が確保されていないことから、接続事業者が分波光変換装置に関する個別建設契約を締結する前に接続申込を撤回した場合については、撤回に伴う費用負担は発生しないことを接続約款に明記すべきと考えます。

- ・特別光信号中継回線(WDM装置が設置されている中継ダークファイバ)に係る線路設備調査の回答期限が6週間以内とされていますが、一般光信号中継回線(既存の中継ダークファイバ)と同等の3週間以内とすべきと考えます。

仮に、システム化(データベース化)されていない等の理由で回答期限を同等とすることが困難であるとしても、可能な限り短縮すべきと考えます。

- ・平成21年10月16日付け情報通信審議会答申「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」における、「代替手段のコンサルティングの対象にWDM装置の設置も含めるようにすることが適当」との趣旨を、接続約款に明示的に記載すべきと考えます。

(3) 中継ダークファイバに係る異経路情報の確認調査手続費等の設定について

- ・異経路情報は将来にわたって保証されるものではなく、支障移転工事等が発生した際には再調査が必要とのことですが、NTT東・西は、支障移転工事が発生する都度適切な情報管理を行う等により、再調査時に係る作業時間を短縮できるよう努めるべきと考えます。
- ・異経路情報の確認調査における条件は個別協議によることですが、NTT東・西は、モデルケースを用いる等により、条件の確認にかかる期間、確認調査にかかる期間及び費用等の目安を予め示すべきと考えます。

以上